



NGO ソーシャルチェンジ支援事業 2027 年度 募集要項

【応募〆切】2026 年 9 月 30 日

はじめに

アーユス仏教国際協力ネットワーク（以下、アーユス）は、超宗派の仏教僧侶によって 1993 年に設立された国際協力 NGO です。すべてのいのちは生かし生かされ合っているという縁起の法のもとに、不当な支配や抑圧、差別や人権侵害、紛争、貧困や飢餓、環境破壊などに苦しむ世界の人々の現実を、私たちとのつながりの中で捉え、問題解決への道を探っています。そして、仏教者・NGO・市民などをつなぎ、問題解決に向けたアクションがうまれるよう、これまでの知見や経験、ネットワークを活かして、それぞれが持っている資源（情報・物・資金など）を循環させ、より良い社会の実現をめざした様々なプログラムを実施しています。

アーユスは、2024 年度から、「NGO ソーシャルチェンジ支援事業」を開始しました。その背景には、それまでアドボカシーを行っている団体を対象に「NGO 組織強化支援」を行った経験から、提言活動や制度を整える活動の大切さだけでなく、活動を実施し、継続することの難しさを学んだことがあります。特に、社会的に声を届けづらい立場にいる人たちの声を届ける活動には資金がつきづらい上に、理解者を増やすのも難しく、社会的に弱い立場にいるひとたちは、尚更取り残されることになります。そのために、社会構造や制度を変えていく活動に協力する支援事業を設立するにいたりしました。

ここでいう「ソーシャルチェンジ（社会変革）」とは、社会的に弱い人たちの視点に立って社会課題が解決されるよう、社会の仕組みや人々の意識を変えていくことです。それを通じて、誰もが安心して暮らせる真の持続可能な社会の実現をめざしていくことであると捉えます。

本事業の実施を通して、「ソーシャルチェンジ」につながるアドボカシー等を行う国際協力 NGO の活動が活性化され、より多くの市民がこうした動きに参加し、市民による社会変革がさらに促進されることが期待されます。※本事業では年間予算 5000 万円以下の比較的小規模な団体を対象にしています（詳細は次頁参照）

アーユスは「いのちを大切にする社会」の実現に向けて、本事業を通して思いを共有できる NGO との関係を深めていきたいと考えています。NGO 同士の交流や学びの機会を創出して、様々な活動を行う団体同士の横の連携を強化されて、互いに協力しあいながら社会をより良い方向に変えていく活動を盛り上げていきたいと考えています。

2026 年 8 月

特定非営利活動法人アーユス仏教国際協力ネットワーク

1. 支援について

1) 支援の対象となる事業

社会的に弱い人たちの視点に立って構造的な問題の是正や解決をめざす「ソーシャルチェンジ（社会変革）」につながる事業であることを基本に、下記の6つの視点のいずれかに基づく事業／活動を支援対象とします。

- (1) 社会的に弱い立場の人たちが自らの力で社会構造の是正に取り組み、様々な矛盾を抱える社会制度や仕組みを変えるための事業
- (2) 既存の社会制度や仕組みを変えるための政策提言やそのための調査研究
- (3) ソーシャルチェンジを促すための意識啓発及び社会教育活動
- (4) ソーシャルチェンジを促すための地域・分野・セクター等を超えた連携や協働を生み出す活動
- (5) 誰もが社会に参画する機会が保障され、社会から排除されないことをめざす社会的包摂に基づく活動
- (6) その他、ソーシャルチェンジにつながると判断される活動

※但し、アユスが2023年度まで実施した「NGO組織強化支援」の継続性に鑑み、組織として自立した経済基盤の構築を目指し、円滑に活動できる運営管理や事業遂行に努めていると判断される団体の事業を優先的に採択します。

2) 支援の対象となる団体

下記の条件を満たす団体を助成の対象とします。

- ・ 日本に本部を置く国際協力 NGO※（市民団体）で、上記の支援対象となる事業を実施する団体（常設の事務所機能を有するネットワークやキャンペーン等の組織体も含まれる）
 ※国際協力 NGO とは、グローバルな視点を持って、開発、環境、人権、平和などの問題に市民の立場から取り組む団体で、日本国内で行う開発教育／地球市民教育、在住外国人への支援、政策提言（アドボカシー）やフェアトレード（公正な貿易）などの活動を行う団体も含まれます
- ・ 過去 3 年間の平均年間収入が概ね 5,000 万円未満の団体（法人格の有無は問いません）
- ・ 2 年以上の活動実績を有すること
- ・ 民主的な運営と情報公開を行っている、NPO 法人に準じた非営利団体であること
- ・ 専従職員が 1 名以上存在し、事務所機能を有することが望ましい

※なお、下記に該当する活動や団体は対象となりません。

- a. 特定の宗教のための活動や団体
- b. 特定の政治団体の理念に立脚した活動や団体
- c. 営利事業を主たる活動としている団体
- d. 会議やイベントの開催、出版事業のみを目的としている活動

3) 支援期間ならびに支援更新について

- ・ 2027 年 4 月より 2028 年 3 月までの 1 年間
- ・ 同一 NGO に対して、最長 2 年間の支援を行います。
- ・ 2 年目の支援継続にあたっては、書面や面談などを通じた審査を行います。なお、組織運営や事業遂行等に重大な支障があると判断された場合には継続支援が認められないことがあります。

4) 支援金額／支給方法

- ・ 年間支援額は 100 万円を限度とします。

- ・ 原則として、年間支援額の 2 分の 1 の額を 4 月と 10 月に対象団体の指定口座に送金します。

5) 募集件数

2027 年度の新規募集は 1 団体です。

4) 助成対象となる使途

申請事業に係る支出であれば使途の制約はありません。(人件費、謝金、調査費、旅費・交通費などに充てていただくことができます)。

2. 応募方法

1) 応募〓切り

2026 年 9 月 30 日 (水)

2) 応募方法

- ・ 次項の提出書類をアユス事務局宛に電子メールに添付する形でご提出ください。
 ※冊子類など電子メールでの送信が困難な場合や、提出書類のデータが重い場合は郵送でお送りください。
 ※提出された書類等は、原則として返却しません。
 ※応募があった場合は当会から応募受理の返信メールを送ります。返信メールがない場合は受理されていない可能性がありますので、必ずご確認ください。

3) 提出書類

◇一次選考

- (1) 支援申請書(所定用紙、フォーマットが同じであれば可)
- (2) 前年度の活動報告書、会計報告書(またはこれらに替わるもの)、最新の会報やパンフレット
- (3) 現年度の活動計画書および予算書

◇二次選考

一次選考を通過した団体は、追加資料として、今後 2 年間のソーシャルチェンジに係る詳細な事業計画(追加がある場合)、会則、役員名簿などの書類をご提出いただきます。

3. 選考について

1) 選考方法

【一次選考】

- ・ 事業担当者等による書類選考を行います。
- ・ 必要に応じて当該 NGO の代表者もしくは事務局責任者及び申請事業の担当者への対面またはオンラインによる面談を行います。

【二次選考】

- ・ 一次選考を通過した団体は、例年 11 月に行われるアユス理事を中心に構成される選考委員会にて、オンラインによる短時間のプレゼンテーションをおこなっていただきます。その内容や提出書類、面談等の結果を踏まえて支援対象事業を選考します。
- ・ 二次選考後も、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

2) 選考基準（選考のポイント）

- (1) ソーシャルチェンジをめざす事業を行うにあたっての視点や方向性
 - ・ 市民の力で、社会の構造や仕組みを、より社会的な弱者の視点に立った持続性のあるものへと変えていくことをめざした活動であるか
 - ・ 社会変革をめざす上での問題意識や方向性について、当会として共感できるものか
 - ・ 貧困や格差等が生じる構造的な背景や視点、平和や人権の観点から問題解決に取り組み、国内外に向けての情報発信や問題提起を通じたアドボカシーの強化をめざしているか
 - ・ 当事者の声や客観的なデータに基づいた活動であるか
- (2) 組織・運営の方向性
 - ・ 活動について多くの市民の理解が得られ、積極的な参加を求める「開かれた組織」であるか
 - ・ 団体としての社会的責任を認識し、事業と組織の両面の充実をめざした運営・管理機能の強化に取り組んでいるか
- (3) 財務・経理の健全性
 - ・ 一部の限られた財源に頼らず、主体性のある活動を維持するための自己財源の確保に努力しているか
 - ・ 会員や支持者に対する会計処理や報告が適切に行われているか
- (4) 支援金の有用性
 - ・ 全体会計の中で、本支援金が単なる追加資金として埋没してしまわないか
 - ・ 本支援金を活かした組織及び事業の発展の可能性はあるか
- (5) 資金獲得の困窮度
 - ・ 事業の重要性や実施者の努力にも関わらず、社会における問題認識の未成熟や、活動の性格上、資金調達が困難であると判断されるか
- (6) マイナスのインパクト
 - ・ 当該 NGO を資金面で支援することで、組織の自立性を損なう恐れはないか
- (7) アーユスとの協調・連携の可能性
 - ・ アーユスは、単なる資金協力団体（助成団体）ではなく、連携するパートナーとして協働することを期待するが、その趣旨が理解され、協力しあえる可能性があるか
 - ・ 他団体や他分野との相互理解を尊重する、協調と対話の姿勢をもっているか

3) 選考結果の通知

2026 年 11 月下旬に、申請団体宛に通知文書を電子メールに添付して送付します
（選考結果に関わる理由等の問い合わせには応じられません）。

4. 支援開始後の条件及び留意点

- (1) 支援開始に際しては、支援内容・期間・支援額、事業計画の遂行、報告、継続審査等に関する文言を明記した覚書を取り交わします。
- (2) 支援金の支給方法は、原則として、年間支援額の 2 分の 1 の額を 4 月と 10 月に対象団体の指定口座に送金します。
- (3) 活動の進捗や成果について、当会のウェブサイトに掲載する簡単なレポートを 10 月に提出いただきます。
- (4) 更新にあたっては、所定の「継続支援申請書」を 2 月に提出いただきます。そこには、計画の達成状況、ソーシャルチェンジに係る事業の進捗状況等を明記いただきます。
- (5) 「継続支援申請書」をもとに、支援対象団体の事務所を訪問、もしくはオンラインによる面談を実施します。

- (6) 「継続支援申請書」の内容及び面談の結果を判断材料として、本事業の選考委員会（理事会）で更新の審査を行います。審査の結果、支援の継続が見送られる場合があります。
- (7) 当会が必要と判断した場合、追加の報告書の提出を求める、あるいは当会が指名する者の監査を受け入れていただく場合があります。
- (8) 本事業に関連して、当会が主催するセミナーへの登壇、当会の広報や開発教育教材等の活用について協力を求める場合があります。

【お問い合わせ及び送付先】

特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク

「NGO ソーシャルチェンジ支援事業」係

〒135-0024 東京都江東区清澄 3-6-8

TEL 03-3820-5831 FAX 03-3820-5832

E-mail info@ngo-ayus.jp